

# 引っ越しの際は 手続きを忘れずに

転入・転居・  
転出届は市民課へ

世帯全員または世帯員の住所が変わったときは、市民課または市民課赤坂分室に届け出をしてください。

原則として、本人または同一世帯の人が届け出てください。本人または同一世帯の人が届け出できない場合は、代理人による届け出もできますが、委任状が必要となります。異動者の氏名、生年月日、異動日、新・旧住所、新・旧世帯



主氏名を確認して届け出てください。

また、届け出時に本人確認を行いますので、運転免許証やパスポートなどをお持ちください。  
市外へ転出するとき(転出届)

本市からほかの市区町村に移るときは、転出証明書を発行します。  
必要なもの「国民健康保険証・介護保険証・老人医療受給者証(いずれも加入している人)」

また、転出届は郵送による手続きも可能です。異動日、転出先、成田市での住所、氏名、生年月日、連絡先(昼間連絡がつくもの)を書いたものと、本人を確認できる書類(運転免許証・健康保険証など)のコピー、切手を張った返信用封筒を市民課に郵送してください。  
市外から転入したとき(転入届)  
新住所に移ってから14日以内に手続きを。

必要なもの「前住所地発行の転出証明書 年金手帳加入してい

る人)、保険証(老人医療受給者証の手続きに必要。国民健康保険の人は不要)

市内で転居したとき(転居届)  
新住所に移ってから14日以内に手続きを。  
必要なもの「国民健康保険証・年金手帳・介護保険証・老人医療受給者証(いずれも加入している人)」

世帯主が変わったとき(世帯主変更届)  
世帯主が変わってから14日以内に手続きを。  
必要なもの「国民健康保険証(加入している人)」

くわしくは市民課 ☎ 20 15 25)へ。

国民健康保険・国民年金・老人医療・介護保険

国民健康保険や国民年金・介護保険の加入者、老人医療の受給者は、市民課で届け出をした後に、保険年金課および介護保険課で手続きしてください。

くわしくは保険年金課 ☎ 20 15 26)または介護保険課 ☎ 20 15 45)へ。

引っ越しで出る多量のごみは

引っ越しなどときに出る多量のごみは、直接市の処理施設に持ち込むか、許可業者に処理を依頼してください。

各地区のごみ集積所に出すと、ほかの人の迷惑になることがあります。

○直接処理施設に持ち込む場合  
燃やせるごみ… いずれも清掃工場 ☎ 36 1689)

そのほかのごみ… リサイクルプラザ ☎ 36 1000)

受付日時「月」土曜日(祝日含む)  
午前8時30分～午後4時30分(正午～午後1時を除く)

○許可業者に依頼する場合  
共同リサイクル(株) ☎ 35 226 35)

(有)片岡清掃サービス ☎ 24 213)

(株)成運興業 ☎ 22 7135)

(有)小幡開発リサイクル ☎ 35 4640)

(有)真幸産業 ☎ 22 7905)  
(有)最上商会 ☎ 28 6474)  
(有)りさいくるや大野 ☎ 37 0

508)

(株)北辰産業 ☎ 35 8099)

(有)ティートー ☎ 35 4300)

(有)久住興業 ☎ 36 0888)

(有)堀川オート ☎ 37 1537)

(有)中徳産業 ☎ 35 8811)

みどり産業(株) ☎ 35 6400)

(株)緑境 ☎ 23 0353)

(有)リビング・サポート ☎ 35 6372)

(有)エムティー ☎ 23 5090)

くわしくはクリーン推進課 ☎ 20 1530)へ。

## し尿のくみ取り

定期的にし尿のくみ取りを行っている家庭で、引っ越しなどで最後のくみ取りとなる場合や、くみ取りの必要がなくなった場合には、早めに環境衛生課へ連絡してください。

くわしくは同課 ☎ 20 1531)へ。

# 3月15日までにご手続きを

市・県民税の申告と所得税の確定申告を次のとおり3月15日(火)まで(土・日曜日を除く)受け付けています。申告期限間際になると会場が大変込み合いますので、早めに申告してください。

受付期限：3月15日(火)  
 受付時間：午前9時～正午、午後1時～5時(公民館での受け付けは午後3時まで)  
 (注)午前中の受け付けは、混雑状況によって正午前に終了する場合があります。

## 申告会場

受付期日	会場	受付時間
3月15日(火)まで (土・日曜日を除く)	市役所6階 中会議室	午前9時～正午 午後1時～5時
3月1日(火)	中央公民館	午前9時～正午 午後1時～3時
3月2日(水)	公津公民館	
3月3日(木)	八生公民館	
3月4日(金)	中郷公民館	

## 会場

市・県民税の申告：上表のとおり

所得税の確定申告：成田税務署  
 および上表の申告会場。ただし次に該当する人は税務署で申告してください。

分離課税となる譲渡所得のある人

事業収入、不動産収入が500万円以上の人  
 青色申告をする人

なお、所得税の確定申告は、インターネット上の厳格な本人確認が可能な公的個人認証サービスの



早めの申告にご協力を

電子証明書(住民基本台帳カード)を用いて、国税電子申告・納税システム(e-Tax)からネットでも行えます。e-Taxについて詳しくは国税電子申告・納税システムホームページ(<http://www.e-tax.go.jp>)または成田税務署(☎5151)へ。

くわしくは税務課 ☎20 1513(または成田税務署 ☎285151)へ。

里道・水路(法定外公共物)

4月1日から  
**管理者が変わります**

法定外公共物とは、道路法、河川法などの適用または準用を受けない公共物をいい、主なものとして「里道」や「水路」があります。

これら法定外公共物のうち、道路・水路として機能しているものは成田市の所有・管理となります。また、機能を喪失しているものについては、4月1日以降財務省関東財務局千葉財務事務所に、管理が引き継がれることとなります。

財務局の管理となつた道路・水路の境界確定や売却申請などは、直接財務局に行つたこととなります。なお、公図・現況などでは財産

管理者が明確でないため、まず市道路維持課(☎20 1551)でご確認ください。

くわしくは財務省関東財務局千葉財務事務所第4統括(☎043 251 7211)へ。

## 成田市街なみ景観賞

入賞作品を  
 展示します

魅力ある街づくりを推進するため、成田市地域住宅計画「HOPE 計画」推進協議会が実施した「街なみ景観賞」の、入賞作品を展示します。

たてもの龍門  
 景観賞：石川邸(山之作)、新町デ  
 イサービスセンター(玲光苑新町)



上町表参道街並み風景(市長賞)

## 街なみ部

会長賞：「表参道ポラード」大場康平さん(土屋)

市長賞：「上町表参道街並み風景」大場祥孝さん(土屋)

そのほか優秀賞など  
 会場と期間

中央公民館：3月11日(金)～18日(金) 正午まで

市役所1階ロビー：3月22日(火)～29日(火) 正午まで

くわしくは同事務局営繕課 ☎20 1552 へ。

## 排水設備の接続

## 市指定工事店で

下水道が整備された地域では、排水設備を設置することで、下水道を使用することができます。

排水設備とは、トイレやお風呂、台所などの汚水を速やかに公共下水道に流すため、各家庭で設置する排水管や汚水ますなどのことです。

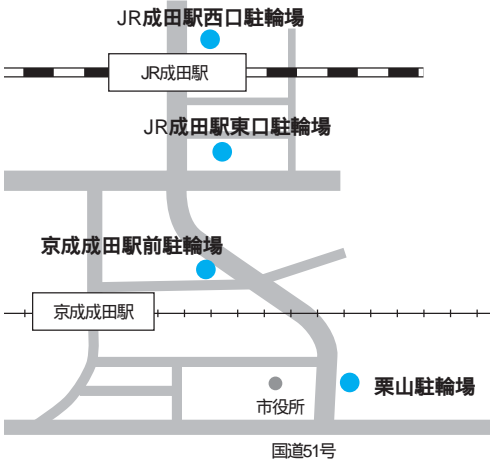
排水設備工事は、衛生上とても大切な工事ですので、定められた基準に従って正しく施工する必要があります。そのため、工事は市指定工事店に依頼し施工しましょう。

くわしくは下水道課 ☎20 1553 へ。

市営駐輪場の利用登録

# 受け付けは3月14日から 市役所で

市では、JR成田駅や京成成田駅周辺にある、登録制駐輪場4施設の利用登録受け付けを3月14日(月)から、次のとおり行います。  
なお、市民以外の利用登録の申し込みは、3月22日(火)から受け付けします。



## 登録会場

期 日	時 間	会 場	対象者
3月14日(月)~18日(金)	午前9時~正午 午後1時~5時	市役所2階 202会議室	市民
3月20日(日)	午前9時~正午 午後1時~3時	市役所1階 ロビー	
3月22日(火)~4月15日(金) (土・日曜日を除く)	午前9時~正午 午後1時~5時	市役所2階 202会議室	市民および 市民以外の人
4月18日(月)以降 (土・日曜日、祝日を除く)		市役所4階 交通防犯課	

## 登録手数料(年間1台につき)

種類	市民		市民以外の人	
	一般	高校生以下	一般	高校生以下
自転車	3,000円	1,500円	6,000円	3,000円
原動機付自転車 (50cc以下)	5,000円	2,500円	10,000円	5,000円

(運転免許証、住所が印字されている健康保険証など)  
高校生以下は在籍を確認できるもの(学校が発行する身分証明書、入学前の場合は合格通知書など)  
登録手数料  
自転車の車体番号と色を控えたもの  
原動機付自転車(50cc以下)のナンバーと色を控えたもの

くわしくは交通防犯課 ☎ 201527(へ)。

(注)持参しない場合は、当日入退きカートを渡せない場合があります。登録手数料の免除は、次に該当する人は登録手数料が免除となりますので、証明できるものをお持ちください。  
○生活保護を受けている人  
○心身に障がいのある人  
○母子家庭の母親で、現在18歳未満の子どもを扶養している人  
または、その人に扶養されている18歳未満の人

成田市農業振興地域整備計画

## 随時変更申請

(一般の申請)の受け付け

農用地区域に指定されている農地を農地以外の目的に転用する場合は、成田市農業振興地域整備計画の変更申請が必要となります。変更申請の予定のある人は、あらかじめ相談をしてください。  
申請受付期間 ☎ 4月1日(金)~15日(金)

くわしくは農政課 ☎ 201542(へ)。

## 防災無線

聞き逃したら消防本部のテレホンガイドへ

防災無線は、災害が発生する恐れが生じた場合や、災害が発生した場合の避難に関する情報を流すほか、緊急を要し、市民生活に密着した行政情報を放送します。

市では、放送の内容が満遍なく聞こえるよう設備の整備に努めています。雨戸を開けていたり、テレビの影響、気象条件などにより聞こえない場合があります。もし防災無線が聞き取れなかつ

たり、聞き逃したりした場合は、消防本部のテレホンガイド ☎ 243838(に)問い合わせてください。

くわしくは防災対策課 ☎ 201523(へ)。

## 住宅相談

相談には予約が必要です

毎月、成田市建築工業組合連合会の会員が住宅の増築、改修、修繕に関する相談および苦情を受けて、解決に向けた助言や指導機関へのあっせんなどを行っています。また、相談者の要望により、該当する市内業者の紹介も行います。

くわしくは成田商工会議所 ☎ 222101(へ)。





## 都市計画原案の 説明会を開催

成田新高速鉄道事業および北千葉道路事業に係る都市計画原案などについて、次のとおり説明会を開催します。

- 日時＝3月20日(日)午後2時から(受け付けは午後1時30分から)
- 会場＝市役所6階大会議室
- 内容＝ 都市高速鉄道の決定、都市計画道路の変更、都市計画公園の変更

くわしくは都市計画課 ☎2015600へ。

### 市内の鉱泉浴場

## 4月から入湯税に関する制度が適用に

入湯税に関する制度が4月から適用されるようになりました。市内にも温泉浴場施設がありますが、課税免除規定の適用により、現時点において課税される施設はありません。

入湯税は、市内の鉱泉浴場(温泉浴場・旅館・ホテルなど)に入湯することに対してかかる税金で、市

の環境衛生施設、消防施設などの整備や観光の振興に要する費用に充てられる目的税です。

入湯税の税率＝一人1日について150円。ただし次の人は入湯税が免除されます。

- 12歳未満の人
- 70歳以上の人
- 日帰りで、1,000円以下の料金で入湯する人

入湯税は、鉱泉浴場の経営者が入湯客から受け取り、翌月末日までに市へ申告し、納入します。

また、市内で鉱泉浴場を営むようとする人は、経営を開始する前に入湯税に関する申告が必要です。

くわしくは税務課 ☎2015130へ。

### 合併協議会・合併協定調印式

## 会議を 傍聴できます

第13回成田市・下総町・大栄町合併協議会および合併協定調印式が、次の日程で開かれます。調印式は協議会終了後に行われます。

期日＝3月15日(火)  
時間＝午後2時から(受け付けは午後1時30分から)



合併に向け調印式も行われます

### 会場＝ヒルトン成田

くわしくは同協議会事務局(成田市役所内) ☎201546へ。

### 市役所の案内表示など

## 「障害」の表記を 変更します

市では、「障害」の書の表記について、人の障害に係るものは、ひらがなに置き換え、「障がい」とすることとしました。

(例)障がい者福祉課、障がいのある人、重度身体障がい者福祉手帳など

ただし、法律、国・県要綱で定められている用語については、そのまま漢字を使用します。

(例)身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者相談センター、障害者福祉手当(国の手

当)知的障害者通所授産施設障害基礎年金など

変換を実施するものは次のとおりです。

- 市役所内案内表示、職員の名札
- 障がい者福祉課から発送する文書、広報紙、ホームページ、障がい者福祉のしおり

くわしくは障がい者福祉課 ☎201539へ。

### 年金制度改正

## 国民年金保険料の 口座振替割引制度が拡充

保険料の前納を口座振替にする

と、割引額が増えます。

平成17年度分の保険料を一括して前納すると、現金払いでは、890円、口座振替では、420円の割引になります(6カ月前納も口座振替が有利です)。

口座振替で前納を希望する人は3月中旬までに金融機関または社会保険事務所へお申し込みください。

なお、既に口座振替で前納している人は、手続きの必要はありません。

くわしくは千葉社会保険事務局(佐原事務所) ☎04781661へ。

## 「掘るまいか」成田上映会 映画で新潟県中越地震被災地を支援

地震で壊滅状態に陥った山古志村の人たちが、戦前戦後にわたり16年もの歳月をかけて築いた手掘りトンネル「中山隧道」これを記録した映画「掘るまいか」が市内で上映されます。



収益金は、震災の義援金として全額山古志村とその周辺市町村に寄付されます。

日時＝3月26日(土)1回目...午後2時30分から、2回目...午後6時30分から

会場＝国際文化会館小ホール

入場料＝大人...1,200円、高校生以下...600円

前売り所＝国際文化会館、イオン成田SC2階総合サービスカウンター

くわしくは新潟中越地震被災地支援『掘るまいか』上映実行委員会・成田 代表堀越一仁さん(☎35-0699)へ。

## 市長室から お答えします

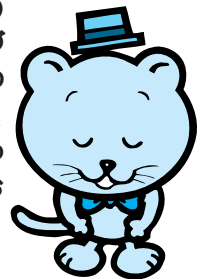
### 投票会場における立会人の人数

**Q** 昨年の参議院議員選挙の期日前投票に行ったときに思ったのですが、投票会場における立会人の人数が多すぎるのではないのでしょうか。1~2人で十分だと思います。3月に行われる千葉県知事選挙でぜひ検討してください。

**A** 期日前投票制度は、公職選挙法の改正により従来の不在者投票制度に替わる新しい制度として平成15年12月1日より施行されました。

この期日前投票制度は、当日投票同様の確定投票です。従って、投票所同様の厳格な管理執行を行わなければなりません。公職選挙法により、期日前投票所では投票管理者1人と投票立会人2人をおくことが定められています。(第37条、第38条および第42条の2)

本市でも、この法律に基づき人員を配置していますので、ご理解いただくとともに、より厳正な選挙の実施に努めてまいりますのでご協力をお願いいたします。



くわしくは市民支援課市民相談室(☎20-1507)または選挙管理委員会(☎22-1111内線3152)へ。

## 消費生活 相談 Q&A



### 公的機関などの社員を 装った訪問販売

**Q** 電力会社の職員に似た人が、突然家に来て「ブレーカーの検査をしています」と、家に入り「古いブレーカーは漏電の危険性があるので交換が必要です」と言うので、新品と交換してもらいました。その後、クレジット契約書を見せられて言われるままにサインをしました。電力会社の人と思い込んで信用しましたが、何かだまされたようなので解約したいのですが。

**A** 訪問販売での契約なので、特商法の規制があり契約書面を受領後8日間はクーリング・オフできます。取り付け済でも大丈夫です。ブレーカーの取り付け業者と支払先のクレジット会社へクーリング・オフの通知を配達記録郵便で出しましょう。

電力会社に聞いてみました。「電気の安全点検は、4年に1度行っています。点検に何う月日・時間、都合の悪い場合は連絡をという内容のハガキを事前に通知していますので、突然訪問することはありません。検査をして危険性の恐れがある場合は、利用者に電気工事店に見てもらうように伝え、直接工事はしません。アンペアブレーカーの取り替えは無料ですが、漏電遮断器の取り付けは利用者負担になります」とのことでした。

屋根・床下・水道・羽毛布団などの点検と突然訪れて、「このままでは危険!」と不安にさせ契約を急がせる悪質な点検商法は、昼間1人で在宅している高齢者が被害に遭う例が多く見られます。ドアを開けずに対応するのが安全ですが、話を聞いて断れなくなっても、その日・その場で契約しないで、家族や知人などに相談し、本当に必要なものなのか良く考えて慎重にしましょう。

くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

## 消防・防災・防犯

### 暮らしの安全 知っ得情報

### 消火器を備える



消火器は、もっとも身近な消火器具です。従来からあるホースとレバーの付いた消火器の操作や消火方法は簡単ですが、いざというとき慌ててしまって消火できないことが少なくありません。日ごろから消火訓練などに参加し、慌てずに操作できるようにしましょう。

最近では、住宅用消火器としてホースがなくレバーのみのタイプ、エアゾールスプレー式の簡易消火具が数多く開発され、誰にでも使いやすいものとなっています。これらの消火器の有効耐用年数は5~8年で、この間メンテナンスフリーですが薬剤の詰め替えは構造上できません。

購入時には次のことに注意しましょう。

国家検定合格証紙・住宅防火安心マークの付いたものを選びましょう。

住宅の実情に合わせて大きさや形などを考えて備えましょう。

なお、有効年数は保証期間を示すものではなく、さびや腐食、変形やホースのひび割れなどが見つかった場合は、有効年数以内でも新しい消火器に取り替えましょう。古くなった消火器の使用は爆発することがあり大変危険です。高温多湿な場所を避け、誰にでも見やすく使いやすい位置に置きましょう。

また、「消火器の点検にきた「消防法の改正で設置が義務付けられています」などと言って、消火器を販売する悪質な業者が見られます。このような場合は最寄りの消防署へご相談ください。

くわしくは消防本部予防課(☎20-1591)へ。

# 心の健康、応援します 困りごと・悩みごと相談室

## 一人で悩んでいないで相談してみませんか？



毎日の生活の中で、疑問に思っていること、だれかに相談したいと思っていることはありませんか。市などでは、そんなあなたの要望に応え、各種相談を行います。相談は無料で秘密は厳守されます。この機会に日ごろ感じている疑問や悩みを解消してみたいかがですか。

### 相 談 日

相 談 名	期 日	時 間	場 所	問い合わせ先
市民相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民支援課市民相談室 ☎20-1507 相談日が祝日と重なる場合はお問い合わせください。
市民生活相談 家事・民事)	月・木曜日	9:00～16:00	〃	
法律相談 予約制) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	〃	
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	22日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	
不動産相談	15日(火)	10:00～12:00	〃	
税務相談	1日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	
外国人相談 英語・中国語・ スペイン語・ポルトガル語)	10日(木)・24日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	
市民よろず相談	19日(土)	13:30～16:00	中央公民館	県行政書士会印旛支部 作田義美さん☎23-3286
女性就業 内職 相談 (来所前に要電話)	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階 女性就業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所2階 高齢者職業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2725
住宅相談 予約制) (新築・増改築に関する相談)	10日(木)	10:00～12:00	成田商工会議所会議室	成田商工会議所☎22-2101 7日(月)までに申し込みを
パートタイマー職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	パートサテライト (商工会館1階)	パートサテライト ☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター (市役所2階)	消費生活センター ☎23-1161
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課☎20-1526
交通事故相談	1日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	交通防犯課☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会☎27-7755
酒害相談	3日(木)・17日(木)	9:00～12:00	〃	〃
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課☎20-1538
戦没者遺族相談	28日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	社会福祉課☎20-1536
健康体力相談	1日(火)	9:00～12:00	市体育館	市体育館☎26-7251
就学相談 予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課☎20-1582
教育相談 予約制)	火曜日	9:00～16:00	教育センター(市立図書館2階)	教育センター☎20-6336
教育相談 不登校相談も)	月～金曜日	9:00～16:00	教育相談室 (ニュータウンセンタービル6階)	教育相談室☎28-3234